

島根県における地域・職域連携の
活動事例について
(共通の問題に対処するために)

島根労働局
浜田労働基準監督署
署長 寺内宏伸

浜田労働基準監督署管内概要

- 人口;113,999人(17年国勢調査確定値)
- 管轄;2市1郡(浜田市、江津市、邑智郡)
- 適用事業場数 4,182 (18年センサス)
(全体の98%が50人未満の事業場)
- 適用労働者数 33,862人 (18年センサス)
- 高齢化が進み、健康診断有所見率も高い。
- 浜田地域産業保健センターが平成8年に開設。浜田市医師会、江津市医師会の協力が大きい。

島根県での地域・職域連携事業

- 県健康推進課、産業保健推進センター、各保健所が年2回連絡会を開催。
- 各保健所、労働基準監督署、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働基準協会、商工会議所等が連携して、事業主向けセミナーを開催。
- 特に健康づくり講演会では、中小企業健康づくり優良事業場を表彰。

中小企業における職場の 健康づくりの好事例表彰

- 1 職場でいっせいに禁煙の取組
- 2 職場でいっせいに減量の取組
- 3 商工会を中心とした健康診断受診とその事後措置の取組
- 4 生活習慣病フォローアップ健診
- 5 夏場の熱中症対策
- 6 BGMで心と頭の活性化
- 7 職場でのストレッチ体操実施

地域・職域の共通問題 I

「中小企業のメンタルヘルス職場復帰支援対策」

- 島根県では、労働者数50人未満の中小企業が98%程度を占める。
- これらの企業では、衛生管理者、産業医等のスタッフが義務付けられていない。また、衛生委員会の設置義務もない。
- プライバシーの管理が十分でない事業場が多いので、適切な対策が講じられない。

島根産業保健推進センター

職場復帰支援システム検討委員会(17年度で終了)

- 構成メンバー

産業医

精神科医

労働局

産業看護職

地域産業保健センター

- 長期休業者の職場復帰支援について、
プライバシーを保護しつつ、産業医と主治医(精神科医)が意見交換をして職場復帰を支援するシステムを構築。

パンフレット

中小企業のための職場復帰支援について

- 主として労働者数50人未満の中小企業向け
- 主として地域産業保健センターが使用。
- 職場復帰のための様式とメンタルヘルス対策について紹介。
- 中小企業単独で職場復帰の体制づくりを行うことは難しいので、事業場外の相談機関を紹介。その中で、各保健所と地域産業保健センター等相談窓口を紹介。連携を図る。

地域・職域の共通問題Ⅱ

「中高年労働者の生活習慣病対策」

- もう一つの共通の問題、「長時間労働、運動不足等による40代、50代労働者の生活習慣病の発症」
- 長時間労働対策だけでなく、運動療法など積極的な健康づくり対策を普及する必要がある。

連携の課題 I (公務員の守秘義務)

国家公務員法第100条(公務員の守秘義務)



保健所と連携するためには工夫が必要。

連携のための工夫

- 講演会の開催案内は、保健所長と労働基準監督署長の連名文書とする。
- 発送事務は、労働基準監督署が担当して、名簿は保健所へ出さない。
- ただし、講演会の参加者の出席者の把握は双方で行う。
- アンケートは、講演会参加者に記入していただき、終了後に回収する。

連携の課題Ⅱ (管轄区域の相違)

- 保健所と労働基準監督署の管轄区域の相違

浜田労働基準監督署の管轄

浜田市、江津市→浜田保健所

邑智郡(川本町、美郷町、邑南町)

→県央保健所

邑智郡の人口が2万3千人と少ないので、

開催規模を小さくしたり、隔年の開催で対応。

連携活動における事前準備の重要性

- 事前準備の打合せは重要。
- 3回、4回とすることもある。
- 手間がかかるが、内容は充実する。
- できるだけ、お互いのアイデアを実現するよう協力することが効果的である。

働く人の生活の質を考える

- 1848年 世界で初めてイギリス公衆衛生法施行
- 1847年 イギリスで1日の労働時間を10時間に制限する工場法を施行

いずれも産業革命時代に制定。

公衆衛生→国民の健康保持

労働基準→労働条件の確保

いずれも労働者の生活の質の向上を図る政策

共通の問題に対処するために 地域保健と職域保健の連携が必要

共通の問題 健康的な生活のために

- メンタルヘルス対策
- 生活習慣病予防



長時間労働の制限

有給休暇取得の促進

積極的な健康づくりへの意識付け

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

- 平成19年12月

「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和行动指針」

行动指針の目標値

①週60時間以上の雇用者の割合を減少させる。

平成19年10. 3%→10年後半減

②年次有給休暇の取得率を増加させる。

平成18年; 46. 6%→10年後完全取得

11月は、「労働時間適正化キャンペーン」期間